

# 委 託 事 業 仕 様 書

## 1 事業名

令和8年度希少野生生物保護管理対策（クマタカ等）に係る巡視（天竜森林管理署）

## 2 本事業の趣旨及び概要

当署管内地頭方国有林等には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種であるイヌワシ、クマタカが生息しており、種の保存法に即した森林施業や各種事業の実施の判断、並びに保護管理を適切に実施するため、巡視を実施するものです。

## 3 巡視業務の内容及び日数等

(1) 別紙「令和8年度希少野生生物保護管理対策（クマタカ等）に係る巡視計画(天竜森林管理署)」(以下「巡視計画」という。)に基づき、1日単位で巡視することとなります。

(2) 巡視予定人数は、巡視計画に示すとおり契約期間内において、延べ22人です。

(3) 巡視にかかる費用は①直接人件費と②旅費交通費及び③諸経費で構成します。

①直接人件費は巡視員の人件費とし、労務費単価は令和8年度設計業務委託等の技術者単価の「技術員単価」を採用します。

②旅費交通費は巡視員の現地までの交通費（静岡県庁を起算点とし、高速道路代を見込む。）に相当する金額とします。

③諸経費は、当該調査に関する資料作成費及び当該調査を実施する者の継続的な社会生活の運営に要する費用等（付加利益等）です。

直接人件費及び旅費交通費の合計額に「森林整備事業の調査・測量・設計及び計画業務に係る積算要領の制定について」（平成28年3月31日付け27林整計第352号（最終改正令和6年3月28日付け5林整計第1046号））の地質調査業務における諸経費率を乗じた金額を計上します。

(4) 入札書の提出は、(2)及び(3)に示した日数や考え方を基に、これに相当する金額（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）を積算のうえ、入札してください。

## 4 契約期間

本事業の契約期間は契約締結日から令和9年3月12日までとします。

なお、契約については、国と契約予定者との間で契約に関する協議が整い次第締結します。

## 5 入札方法

1 本事業に参加を希望する者は、入札公告 4「入札手続等」に示すとおりとします。

2 入札書及び添付資料は、入札説明書に示すとおりとします。

### 3 留意事項

(1) 本入札に要する一切の費用は、参加者の負担とします。

(2) 提出する入札書は、1入札者につき1点とします。

- (3) 入札書を提出しなかった者は、失格となります。
- (4) 提出された入札書は返却しません。
- (5) 提出された入札書は本件入札以外に提出者に無断で使用しません。
- (6) 入札書に虚偽の記載をした場合は、入札書を無効とします。

## 6 契約

- 1 契約締結者は、分任支出負担行為担当官 天竜森林管理署長とします。
- 2 天竜森林管理署長と契約候補者との委託契約の協議が整い次第、契約を締結することとします。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともあります。
- 3 契約書（案）により、契約書を作成します。
- 4 契約保証金については、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除します。

## 7 巡視業務担当者について

巡視業務担当者においては、巡視の開始までに、関東森林管理局長により自然保護管理員へ任命されなければなりません。ただし、巡視業務担当者の中で自然保護管理員として適切ではないと判断された者がいた場合、当該者は自然保護管理員に任命されないことがあります。その場合、当該者は巡視を行うことができません。

## 8 委託費の支払方法

本委託事業の履行が全て完了後、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条に基づき受託者からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内に1回のみ、その支払を行うものとします。

## 9 事業計画及び実績報告等

- 1 受託者は、毎月、天竜森林管理署長に巡視結果報告書（契約締結時に別途指示する様式による）を提出してください。
- 2 本事業により取得した成果品及び著作権については、天竜森林管理署長が承継するものとします。
- 3 受託者は、委託事業計画書（別紙様式第1号）を作成し、契約時に提出してください。また、委託事業完了後は、実績報告書（別紙様式第2号）を作成し、提出してください。

## 10 入札・照会等窓口

〒434-0012

静岡県浜松市浜名区中瀬 2663-1

天竜森林管理署

TEL：050-3160-5670

担当：総務グループ 総括事務管理官